㈣　重油及び粗油		
A　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		無税
(b)　その他のもののうち温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの		無税

を削り、同表第二七一〇・二〇号中「」を削る。

別表第一の三中「平成二九年三月三一日」を「平成三〇年三月三一日」に改め、同表第〇四〇二・一〇号中「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒」に改め、「児童福祉施設」の下に「若しくはこれに類する政令で定める施設」を加える。

別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二九年三月三一日」を「平成三〇年三月三一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中関税法第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条第三項の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十条第三項の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第百十四条から第百十五条の二までの改正規定及び同法第百十六条の改正規定並びに附則第十条の規定　平成二十九年六月一日

二　第二条の規定（同条中関税法第二条の四の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六十九条の二十一の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下この号及び第四号において「地位協定臨時特法」という。）第十一条第三項の改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定　平成三十年四月一日

三　第二条中関税法第七条の五第一号イの改正規定及び次条第一項の規定　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第一条第五号に定める日

四　第三条の規定及び附則第六条中地位協定臨特法第五条第一項ただし書の改正規定（「第十七条第一項」に改める部分を除く。）　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の関税法（次項及び附則第十条において「新関税法」という。）第七条の五第一号イの規定の適用については、所得税法等の一部を改正する等の法律第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項の規定による通告処分は、所得税法等の一部を改正する等の法律第八条の規定による改正後の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

2　新関税法第十一章第二節の規定は、平成三十年四月一日以後にした行為に係る関税に関する犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る関税に関する犯則事件の処分については、なお従前の例による。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる関税の軽減に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第十二項」を「第十一項」に、「第十項」を「第九項」に、「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「足る」を「足りる」に改める。

第十一条第三項中「第百四十条」を「第百四十九条」に改める。

第十四条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「領置し、又は差し押えた」を「領置、差押え又は記録命令付差押えをした」に、「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の五第一項第二号中「別表第二二〇八・二〇号の二若しくは第二二〇八・九〇号の一の㈠のBに該当する酒類又は同表第二二〇八・三〇号」を「別表第二二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の一の㈠」に改める。

第九十条の四第一項第四号を次のように改める。

四　関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)又は第二七一〇・二〇号の一の㈣のA の(b)に掲げる農林漁業の用に供する重油及び粗油

第九十条の六第一項中「で農林漁業」を「（同表第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(a)若しくは(c)又は第二七一〇・二〇号の一の㈣のAの(a)若しくは(c)に掲げる重油については、農林漁業の用に供するものに限る。）で農林漁業」に改め、「ものをその用途に供する」を削る。